

「資産担保証券買入における買入対象先選定基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の一層の明確化を図る趣旨から、「資産担保証券買入基本要領」（平成 15 年 6 月 25 日付政委第 86 号別紙 1 . ）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 買入対象先の選定基準等

(1) 資産担保債券および準資産担保債券の買入対象先

イ、買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

ロ、買入対象先については、イ、の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

(イ) 本行本店の当座預金取引先であること

(ロ) 自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

(2) 資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの買入対象先

買入対象先の選定に当っては、「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」（平成 10 年 12 月 15 日付政委第 253 号別紙 2 . ）に基づいて選定された買入対象先のうち、「資産担保証券買入基本要領」に基づく資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの買入における買入対象先となることを希望する先を公募し、当該希望先を選定するものとする。

3 . 買入対象先の選定頻度

(1) 資産担保債券および準資産担保債券の買入対象先

買入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) 資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの買入対象先

買入対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

4. 買入対象先の遵守事項等

(1) 資産担保債券および準資産担保債券の買入対象先

イ、買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

(イ) 正確かつ迅速に事務を処理すること

(ロ) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

ロ、買入対象先がイ、に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

ハ、ロ、に定める場合のほか、2.(1)に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(2) 資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーの買入対象先

イ、買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

(イ) 正確かつ迅速に事務を処理すること

(ロ) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

ロ、買入対象先がイ、に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

ハ、ロ、に定める場合のほか、「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入における買入対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

(1) この基本要領は、平成 15 年 6 月 25 日から実施し、平成 17 年度末をもって廃止する。

(2) この基本要領に基づく第 1 回目の資産担保短期債券および資産担保
コマーシャル・ペーパー買入における買入対象先選定は、平成 15 年 7
月を目途に実施することとし、第 2 回目の買入対象先選定は、3 . (2)
の定めにかかわらず、「コマーシャル・ペーパー等の売戻条件付買入
基本要領」(平成 10 年 12 月 15 日付政委第 253 号別紙 1 .) に規定す
る買入対象先の見直しと同時に実施することとする。

以 上